

新たな生産・流通モデルづくり事業補助金交付等要綱

制 定 令和4年12月7日付け4農産第3194号
一部改正 令和5年12月5日付け5農産第3249号
一部改正 令和7年1月16日付け6農産第3061号
一部改正 令和8年1月7日付け7農産第3461号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 輸入先国における不作、新型コロナウイルスの感染拡大、ロシアのウクライナ侵略を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっている。

国産麦・大豆の安定供給体制の構築に向けては、生産・流通・加工の各段階において克服すべき課題が残されている。国産麦については、品質低下や収穫量の減少の原因となることが知られているかび毒デオキシニバレノール（以下「DON」という。）について、令和4年4月から食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき穀類及び豆類の成分規格に小麦についての具体的な基準が新たに設定され、これを踏まえて農林水産省では令和5年3月に「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」を改訂し、その予防及び低減を図っているところであるが、これに加えて、栽培環境、乾燥調製施設等の状況が各産地で異なる中、それぞれの産地の状況に合わせた取組を検討し、実施する体制の構築が必要である。また、国産大豆については、大豆極多収品種「そらシリーズ」の生産拡大に伴い、さらなる増産には種子の確保が全国的な課題であり、今後の普及促進に当たっては種子の安定供給体制の構築が重要である。さらに、国産麦及び大豆の生産振興に当たっては、需給ギャップの拡大が懸念される国産麦及び大豆の安定供給を確保するとともに、今後も拡大が見込まれる需要に対応していくためには、実需者と農業者・産地が連携し、それぞれの能力を発揮して生産・流通・加工の各段階における課題解決に取り組み、更なる国産シェアの拡大を促進していくことが重要である。

本事業では、国産麦・大豆の安定供給体制を強化するため、生産・流通・加工構造の構築に向けた新たなモデルづくり等の取組を支援する。

(通則)

第2 新たな生産・流通モデルづくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、国産麦・大豆の安定供給体制を強化するため、生産・流通・加工構造の構築に向けた新たなモデルづくり等の取組を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第4 本事業において実施する事業の内容、補助事業者及び補助要件は別表1に定めるところによる。

(事業実施計画の作成)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、農産局長に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、農産局長が別に定める公募要領に基づき事業実施計画を提出し、補助金交付候補者に選定された場合は、事業実施計画の承認を受けたものとみなすことができる。

2 事業実施計画の変更については、前項の規定を準用する。

（交付の対象及び補助率）

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う本事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

（申請手続）

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農産局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第9 大臣は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行いうまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第11 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣に遅滞なく届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。
 - 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第15 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第16 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第17 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣及び官署支出官（農林水産省大臣官房予算課経理調査官）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第13第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19 大臣は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第20 補助事業者は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。

- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第19第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第21 大臣は、第13第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第22 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第23 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第7第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第9第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により大臣の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第24 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第25 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(指導等)

第26 大臣は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第27 本事業の実施については、この要綱に定めるものほか、農産局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和4年12月7日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和5年12月5日から施行する。

2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和7年1月16日から施行する。

2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、令和8年1月7日から施行する。

2 この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表1（第4関係）

事業の内容	補助事業者	補助要件
<p>1 国産小麦の安定供給に向けた流通モデルづくり</p> <p>DON及びニバレノール（以下「NIV」という。）汚染の予防、低減及び安心・安全な流通のため、生産から収穫、貯蔵、出荷等の各段階で実施すべき事項について検討や実証を行う等、産地に応じたDON及びNIV汚染の予防及び低減に対応した流通構造の体制を構築する。</p>	農産局長が別に定める公募要領により選定された団体等とする。	農産局長が別に定める要件を満たしていること。
<p>2 大豆極多収品種の種子確保に向けたモデルづくり</p> <p>大豆極多収品種の種子を十分に確保するため、広域的な種子供給の仕組みを構築し、県域を超えた連携による安定供給体制のモデルを形成する。</p>		
<p>3 広域的な生産性向上・流通改善・実需拡大に向けたモデルづくり</p> <p>国産麦・大豆の生産性向上、流通改善及び需要拡大に向け、各段階の課題を一体的に解決し、効率的な生産体制と品質向上、安定供給を実現するモデルを構築する。</p>		

別表2（第6、第14関係）

区分	経費	補助率	重要な変更
1 国産小麦の安定供給に向けた流通モデルづくり	農産局長が別に定める経費	・定額（なお、1事業実施主体当たりの交付額は1,000万円を上限額とする。）	1 補助事業者の変更 2 事業の追加、中止又は廃止 3 総事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 総事業費又は国庫補助金の30%を超える減 5 成果目標の変更
2 大豆極多収品種の種子確保に向けたモデルづくり		・定額	
3 広域的な生産性向上・流通改善・実需拡大に向けたモデルづくり		・定額 ただし、実施要領別紙3第3の2の(2)については1/2以内	